

大田区保育園・学童保育保育料検討委員会設置要綱

平成 17 年 3 月 24 日 こ育発第 2188 号区長決定

平成 27 年 8 月 6 日 こ子発第 11575 号部長決定

(設置)

第1条 大田区における認可保育所等及び区立学童保育室に係る利用者負担の適正化を図るため、「大田区保育園・学童保育保育料検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、区長への報告書を作成する。

- (1) 保育園保育料の適正なあり方について
- (2) 学童保育料の適正なあり方について
- (3) その他必要な事項

(委員の構成及び人数)

第3条 検討委員は、次に掲げる区分のうちから区長が委嘱する 12 名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 (2 名以内)
- (2) 区議会議員 (4 名以内)
- (3) 子育て支援事業関係者 (4 名以内)
- (4) 区民 (2 名以内)

2 委員を辞職する場合は、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第 2 条に規定する報告書が作成される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認める場合は委員以外の者に出席を要請し、意見を求めることができる。

(議事の決定)

第7条 検討委員会における決定すべき事項については、出席委員の過半数をもって決定する

2 前項における出席委員には委員長も含める。

(会議の公開)

第8条 検討委員会は、原則公開とする。ただし、委員長は次の各号のいずれかに該当する場合は会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を公開した場合は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(傍聴)

第9条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し、入場の際係員に提示しその指示を受けなければならない。

2 傍聴人の定員は、おおむね 20 人以内とする。ただし、会場の都合で減員することができる。

3 傍聴人が定員を超える場合は、抽選により傍聴券を交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人は、係員の指示及び定める傍聴人の守るべき事項を遵守しなければならない。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、こども家庭部子育て支援課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

付則

この要綱は、平成 27 年 8 月 6 日より施行する。